

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 11 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和元年 10 月 1 日）
旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和元年 10 月 1 日から施行する。

令和元年 9 月 20 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

目次中「第 98 条」、「第 98 条の 2 」、「第 98 条の 3 」及び「第 99 条の 5 」を削除する。

第 3 条の 3 中「前条に規定する額に 108 分の 100 を乗じ」を「前条に規定する額に 110 分の 100 を乗じ」に改める。

第 69 条第 1 項第 4 号中「鶴見以遠（新子安又は国道方面）の各駅を「鶴見以遠（新子安、国道又は羽沢横浜国大方面）の各駅」に改める。

第 77 条の 2 第 1 項を次のように改める。

第 77 条の 2 北海道旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが 11 キロメートルから 100 キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
15 キロメートルまで	340 円
15 キロメートルを超え、30 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに 100 円加算
30 キロメートルを超え、35 キロメートルまで	750 円
35 キロメートルを超え、45 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに 110 円加算
45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで	1,130 円
50 キロメートルを超え、60 キロメートルまで	1,290 円

60 キロメートルを超え、70 キロメートルまで	1,490 円
70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで	1,680 円
80 キロメートルを超え、90 キロメートルまで	1,890 円
90 キロメートルを超え、100 キロメートルまで	2,100 円

(2) 営業キロが 100 キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項並びに同条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定を適用して計算した額とする。

200 キロメートル以下の営業キロ (第一地帯)	1 キロメートルにつき	19 円 70 銭
200 キロメートルを超え、300 キロメートル以下の営業キロ (第 2 地帯)	1 キロメートルにつき	16 円 20 銭
300 キロメートルを超え、600 キロメートル以下の営業キロ (第 3 地帯)	1 キロメートルにつき	12 円 85 銭
600 キロメートルを超える営業キロ (第 4 地帯)	1 キロメートルにつき	7 円 05 銭

第 77 条の 4 第 1 項第 1 号を次のように改める。

第 77 条の 4 九州旅客鉄道会社内の幹線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 営業キロが 11 キロメートルから 100 キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
15 キロメートルまで	280 円
15 キロメートルを超え、25 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに 100 円加算
25 キロメートルを超え、35 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに 90 円加算
35 キロメートルを超え、45 キロメートルまで	5 キロメートルまでを増すごとに 100 円加算
45 キロメートルを超え、50 キロメートルまで	950 円

ロメートルまで	
50 キロメートルを超え、70 キロメートルまで	10 キロメートルまでを増すごとに 180 円加算
70 キロメートルを超え、80 キロメートルまで	1,500 円
80 キロメートルを超え、90 キロメートルまで	1,680 円
90 キロメートルを超え、100 キロメートルまで	1,850 円

第 77 条の 5 第 3 項を次のように改める。

- 3 第 1 項本文の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
11km から 15km まで	240 円
16km から 20km まで	330 円
21km から 23km まで	420 円
24km から 28km まで	510 円
33km から 37km まで	680 円
42km から 46km まで	860 円
47km から 55km まで	990 円
56km から 64km まで	1,170 円
65km から 73km まで	1,340 円
74km から 82km まで	1,520 円
83km から 91km まで	1,690 円
101km から 110km まで	1,980 円
292km から 310km まで	5,720 円

第 77 条の 6 第 1 項を次のように改める。

第 77 条の 6 北海道旅客鉄道会社内の地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業キロが 11 キロメートルから 100 キロメートルまでの場合

営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
15 キロメートルまで	340 円
15 キロメートルを超え、20 キ	440 円

ロメートルまで	
20 キロメートルを超え、23 キロメートルまで	540 円
23 キロメートルを超え、28 キロメートルまで	640 円
28 キロメートルを超え、32 キロメートルまで	750 円
32 キロメートルを超え、37 キロメートルまで	860 円
37 キロメートルを超え、41 キロメートルまで	970 円
41 キロメートルを超え、46 キロメートルまで	1,130 円
46 キロメートルを超え、55 キロメートルまで	1,290 円
55 キロメートルを超え、64 キロメートルまで	1,490 円
64 キロメートルを超え、73 キロメートルまで	1,680 円
73 キロメートルを超え、82 キロメートルまで	1,890 円
82 キロメートルを超え、91 キロメートルまで	2,100 円
91 キロメートルを超え、100 キロメートルまで	2,320 円

(2) 営業キロが 100 キロメートルを超える場合

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、各その営業キロに対する賃率により、第 77 条第 1 項並びに前条第 2 項の規定を適用して計算した額とする。

182 キロメートル以下の営業キロ	1 キロメートルにつき	21 円 60 銭
(第 1 地帯)		
182 キロメートルを超え、273 キロメートル以下の営業キロ	1 キロメートルにつき	17 円 80 銭
(第 2 地帯)		
273 キロメートルを超え、546 キロメートル以下の営業キロ	1 キロメートルにつき	14 円 10 銭
(第 3 地帯)		

546 キロメートルを超える営業キロ 1 キロメートルにつき 7 円 70 銭
ロ（第4地帯）

第 77 条の 7 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
擬制キロ 11km	240 円
擬制キロ 16km	290 円
擬制キロが 17km で営業キロが 15km	290 円
擬制キロ 21km	400 円
擬制キロ 22km	400 円
擬制キロが 26km で営業キロが 23km	490 円
擬制キロが 31km で営業キロが 28km	570 円
擬制キロが 36km で営業キロが 32km	670 円
擬制キロが 41km で営業キロが 37km	780 円
擬制キロが 46km で営業キロが 41km	870 円
擬制キロが 51km で営業キロが 46km	970 円
擬制キロが 61km で営業キロが 55km	1,110 円
擬制キロが 71km で営業キロが 64km	1,300 円
擬制キロが 81km で営業キロが 73km	1,480 円

第 77 条の 8 第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方交通線内相互発着となる場合の大人片道普通旅客運賃のうち、次に定める擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

擬制キロの区間又は擬制キロ及び営業キロの区間	大人片道普通旅客運賃
擬制キロ 11km	260 円
擬制キロ 16km	300 円
擬制キロが 17km で営業キロが 15km	300 円
擬制キロ 21km	400 円
擬制キロ 22km	400 円
擬制キロが 26km で営業キロが 23km	500 円
擬制キロが 31km で営業キロが 28km	610 円

擬制キロが 36km で営業キロが 32km	730 円
擬制キロが 41km で営業キロが 37km	820 円
擬制キロが 46km で営業キロが 41km	930 円
擬制キロが 51km で営業キロが 46km	1,020 円
擬制キロが 61km で営業キロが 55km	1,200 円
擬制キロが 71km で営業キロが 64km	1,400 円
擬制キロが 81km で営業キロが 73km	1,500 円
擬制キロが 91km で営業キロが 82km	1,690 円
擬制キロが 101km で営業キロが 91km	1,870 円
擬制キロ 121km	2,360 円
擬制キロが 141km で営業キロが 128km	2,730 円
擬制キロが 161km で営業キロが 146km	3,160 円
擬制キロが 181km で営業キロが 164km	3,690 円

第 78 条第 1 項第 1 号イ中「100 分の 8 を乗じ」を「100 分の 10 を乗じ」に改める。

同条同項第 2 号イ中「100 分の 8 を乗じ」を「100 分の 10 を乗じ」に改める。

同条第 2 項第 1 号中「東海道本線中東京・大船間及び品川・新川崎・鶴見間」を「東海道本線中東京・大船間及び品川・新川崎・鶴見・羽沢横浜国大間」に改める。

第 84 条第 1 号イ中「大人 140 円」を「大人 150 円」に改める。

同条第 2 号ロの(イ)中「大人 120 円」を「大人 130 円」に改める。

同条第 3 号イ中「大人 140 円」を「大人 150 円」に改める。

第 84 条の 2 を次のように改める。

(北海道旅客鉄道会社線内の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃)

第 84 条の 2 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが 10 キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 幹線内相互発着の場合

イ 営業キロが 3 キロメートル以下の場合

大人 200 円

小児 100 円

ロ 営業キロが 4 キロメートルから 6 キロメートルまでの場合

- 大人 250 円
 - 小児 120 円
 - ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合
 - 大人 290 円
 - 小児 140 円
 - (2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
 - イ 営業キロが3キロメートル以下の場合
 - 大人 200 円
 - 小児 100 円
 - ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合
 - 大人 250 円
 - 小児 120 円
 - ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合
 - 大人 300 円
 - 小児 150 円
- (注) 幹線と地方交通線を連続して乗車する場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、発着区間の運賃計算キロを使用しないで、営業キロを適用して得た額とする。

第84条の3を次のように改める。

(四国旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)

第84条の3 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 幹線内相互発着の場合
 - イ 営業キロが3キロメートル以下の場合
 - 大人 170 円
 - 小児 80 円
 - ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合
 - 大人 210 円
 - 小児 100 円
 - ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合
 - 大人 220 円
 - 小児 110 円
- (2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合
地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める

擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。

イ 擬制キロ又は運賃計算キロが4キロメートルで営業キロが3キロメートルの場合

大人 170 円

小児 80 円

ロ 擬制キロ又は運賃計算キロが11キロメートルで営業キロが10キロメートルの場合

大人 240 円

小児 120 円

第84条の4を次のように改める。

(九州旅客鉄道会社線内の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃)

第84条の4 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の営業キロが10キロメートルまでの片道普通旅客運賃は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 幹線内相互発着の場合

イ 営業キロが3キロメートル以下の場合

大人 170 円

小児 80 円

ロ 営業キロが4キロメートルから6キロメートルまでの場合

大人 210 円

小児 100 円

ハ 営業キロが7キロメートルから10キロメートルまでの場合

大人 230 円

小児 110 円

(2) 地方交通線内相互発着の場合及び幹線と地方交通線を連続して乗車する場合

地方交通線内相互発着の場合は擬制キロにより、幹線と地方交通線を連続して乗車する場合は運賃計算キロにより、前号に規定した額を適用する。ただし、次に定める擬制キロ又は運賃計算キロ及び営業キロの区間については、次のとおり特定の額とする。

イ 擬制キロ又は運賃計算キロが4キロメートルで営業キロが3キロメートルの場合

大人 180 円

小児 90 円

ロ 擬制キロが11キロメートルの場合及び運賃計算キロが11キロメートルで営業キロが10キロメートルの場合

大人 260 円

小児 130 円

第 85 条の 2 を次のように改める。

(加算普通旅客運賃の適用区間及び額)

第 85 条の 2 大人加算普通旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|-----|---------------|-------|
| (1) | 南千歳・新千歳空港間 | 20 円 |
| (2) | 日根野・りんくうタウン間 | 160 円 |
| (3) | 日根野・関西空港間 | 220 円 |
| (4) | りんくうタウン・関西空港間 | 170 円 |
| (5) | 児島・宇多津間 | 110 円 |
| (6) | 田吉・宮崎空港間 | 130 円 |

第 85 条の 3 第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に定める区間の大人片道普通旅客運賃は、次のとおり特定の額とする。

区 間	大人片道普通旅客運賃
児 島・坂 出間	530 円
児 島・宇多津間	440 円
児 島・丸 亀間	530 円
児 島・讃岐塩屋間	530 円
児 島・多度津間	530 円

第 95 条の 2 第 1 号ロ中「別表第 2 号ハの 2 に定める額。」を「別表第 2 号ハの 2 に定める額。ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。」に改める。

第97条第5項を次のように改める。

- (1) 有効期間が1箇月のものにあつては、44,000円
- (2) 有効期間が3箇月のものにあつては、125,400円

第 98 条を削除する。

第 98 条の 2 を削除する。

第 98 条の 3 を削除する。

第 99 条本文を次のように改める。

第 99 条 次の各号に定める区間の大人通勤定期旅客運賃及び大人通学定期旅客運賃は、第 95 条第 1 号イ及び第 2 号イの規定にかかわらず、当該各号に定めるとおりとする。

同条第 1 号イの(ハ)を削る。

同条同号ロの(ハ)を削る。

同条第 2 号イの(ハ)を削る。

同条同号ロの(ハ)を削る。

第 99 条の 2 本文を次のように改める。

第 99 条の 2 次の各号に掲げる旅客鉄道会社線内発又は着若しくは通過となる場合で、他の旅客鉄道会社線を連続して乗車するときの定期旅客運賃は、発着区間の営業キロ又は運賃計算キロに基づき、第 95 条、第 96 条若しくは第 97 条に規定した額又は第 103 条第 1 号若しくは第 2 号の規定により計算した額に、次により当該旅客鉄道会社線ごとに計算した額（以下「定期旅客運賃の加算額」という。）を合計した額とする。

第 99 条の 2 第 1 項第 1 号ロを削除する。

同条同項第 2 号ロを削除する。

同条同項第 3 号ロを削除する。

第 99 条の 3 を次のように改める。

（加算定期旅客運賃の適用区間及び額）

第 99 条の 3 加算定期旅客運賃の適用区間及び額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 南千歳・新千歳空港間

種	類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
---	---	------	------	------

大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	660 円	1,880 円	3,180 円
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	380 円	1,080 円	2,040 円
高校生等加算通学 定 期 旅 客 運 賃	340 円	980 円	1,860 円
中学生等加算通学 定 期 旅 客 運 賃	270 円	770 円	1,450 円
小学生等加算通学 定 期 旅 客 運 賃	130 円	380 円	720 円

(2) 日根野・りんくうタウン間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	4,690 円	13,320 円	22,440 円
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	2,880 円	8,220 円	15,560 円

(3) 日根野・関西空港間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	6,640 円	18,900 円	31,820 円
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	5,340 円	15,190 円	28,740 円

(4) りんくうタウン・関西空港間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	5,010 円	14,250 円	24,000 円
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	3,370 円	9,640 円	18,210 円

(5) 児島・宇多津間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期	1,610 円	4,600 円	8,170 円

旅 客 運 賃			
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	1,270 円	3,650 円	6,900 円
高校生等加算通学 定 期 旅 客 運 賃	970 円	2,740 円	5,190 円
中学生等加算通学 定 期 旅 客 運 賃	580 円	1,620 円	3,090 円
小学生等加算通学 定 期 旅 客 運 賃	300 円	800 円	1,540 円

(6) 田吉・宮崎空港間

種 類	1 箇月	3 箇月	6 箇月
大人加算通勤定期 旅 客 運 賃	3,840 円	10,960 円	18,680 円
大人加算通学定期 旅 客 運 賃	2,240 円	6,390 円	12,080 円
高校生等加算通学 定 期 旅 客 運 賃	2,040 円	5,800 円	10,980 円
中学生等加算通学 定 期 旅 客 運 賃	1,610 円	4,620 円	8,760 円

第 99 条の 4 第 2 項中「60,600 円」を「61,720 円」に改める。

第 99 条の 5 を削除する。

第 104 条第 1 号イの(㍑)中「別表第 2 号ホの 4 に定める額。」を「別表第 2 号ホの 4 に定める額。ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。」に改める。

同条第 2 号イの(㍑)中「別表第 2 号ホの 5 に定める額。」を「別表第 2 号ホの 5 に定める額。ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。」に改める。

同条第 3 号イの(㍑)中「別表第 2 号ホの 3 に定める額。」を「別表第 2 号ホの 3 に定める額。ただし別に定めるところにより特定した額とすることがある。」に改める。

第 125 条第 1 項第 1 号イの(イ)の a 中「同表に定める料金から 520 円」を「同表に定める料金から 530 円」に改める。

同条同項同号イの(イ)のb中「同表に定める料金から 520 円」を「同表に定める料金から 530 円」に改める。

同条同項同号イの(イ)のc中「同表に定める料金から 520 円」を「同表に定める料金から 530 円」に改める。

同条同項同号イの(イ)のdの(c)中「当該合計額から 520 円をそれぞれ低減した額」を「当該合計額から 530 円をそれぞれ低減した額」に改める。

同条同項同号イの(イ)のfの(b)中「別表第2号ウに定める額から 520 円を低減した額」を「別表第2号ウに定める額から 530 円を低減した額」に改める。

同条同項同号イの(イ)のgの(c)中「当該合計額から 520 円をそれぞれ低減した額」を「当該合計額から 530 円をそれぞれ低減した額」に改める。

同条同項同号イの(イ)のi中「別表第2号ノに定める額から 520 円を低減した額」を「別表第2号ノに定める額から 530 円を低減した額」に改める。

同条同項同号イの(ロ)のa中「ノに定める料金から 520 円を低減した額」を「ノに定める料金から 530 円を低減した額」に改める。

同条同項同号イの(ロ)のbの(b)中「別表第2号ツに定める額とを差し引いた額とを合計した額から 520 円を低減した額」を「別表第2号ツに定める額とを差し引いた額とを合計した額から 530 円を低減した額」に改める。

同条同項同号イの(ロ)のeの(b)中「別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から 520 円を低減した額」を「別表第2号ナに定める額を差し引いた額とを合計した額から 530 円を低減した額」に改める。

同条同項同号イの(ハ)のaを次のように改める。

(ハ) 自由席特急料金

a b、c 及び d 以外の自由席特急料金

別表第2号ツ、ネ、ナ、ラ、ム、ウ及びノに定める料金から 530 円を低減した額とする。

同条同項同号イの(ハ)のbの(b)中「別表第2号ツに定める額を差し引いた額とを合計した

額から 520 円低減した額」を「別表第 2 号ツに定める額を差し引いた額とを合計した額から 530 円低減した額」に改める。

同条同項同号イの(ニ)の a を次のように改める。

- a 第 57 条第 1 項第 1 号ニの(イ)の a に定める区間に対する特定特急料金
 - (a) 当該区間の営業キロが 50 キロメートル以下の場合
880 円とする。ただし、東京・大宮間にあつては、1,090 円とし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,330 円とし、東海旅客鉄道株式会社線、西日本旅客鉄道株式会社線及び九州旅客鉄道株式会社線内にあつては、870 円とする。
 - (b) 当該区間の営業キロが 50 キロメートルを超える場合
1,000 円とする。ただし、北海道旅客鉄道会社線内にあつては、1,520 円とし、東海旅客鉄道株式会社線及び西日本旅客鉄道株式会社線内にあつては、990 円とする。

同条同項同号イの(ニ)の b 中「別表第 2 号ツに定める額から 520 円を低減した額」を「別表第 2 号ツに定める額から 530 円を低減した額」に改める。

同条同項同号イの(ニ)の c 中「別表第 2 号ウに定める額から 520 円を低減した額」を「別表第 2 号ウに定める額から 530 円を低減した額」に改める。

同条同項同号イの(ニ)の f 中「別表第 2 号ナ又はナの 2 に定める額から 520 円を低減した額」を「別表第 2 号ナ又はナの 2 に定める額から 530 円を低減した額」に改める。

同条同項同号イの(ニ)の g 中「別表第 2 号ノに定める額から 520 円を低減した額」を「別表第 2 号ノに定める額から 530 円を低減した額」に改める。

同条同項同号ロの(イ)のaの(a)を次のように改める。

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を、同条第3項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から530円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を加算した額とする。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
料 金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730
営業キロ地帯	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
料 金	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

同条同項同号ロの(イ)のb中「aの(a)の表に定める料金から520円を低減した額」を「aの(a)の表に定める料金から530円を低減した額」に改める。

同条同項同号ロの(イ)のcの(a)中「1,300円」を「1,320円」に改める。

同条同項同号ロの(㍑)を次のように改める。

(㍑) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で(ハ)、(ニ)及び(ホ)以外の特別急行料金

a 指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。

営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 1,190	円 1,530	円 1,970	円 2,290
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上	
料 金	円 2,510	円 2,730	円 3,070	

(b) 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1 人当りの料金は、(a)の表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。

b 立席特急料金及び自由席特急料金

a の(a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

c 特定特急料金

1,320 円とする。

同条同項同号ロの(ハ)を次のように改める。

(ハ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が東日本旅客鉄道会社線（ただし、別に定める場合を除く。）内相互発着となる場合の特別急行料

金

a b 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。

営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 1,050	円 1,480	円 1,890	円 2,290
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上	
料 金	円 2,510	円 2,730	円 3,070	

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a) の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

b 別表第 1 号の 2 第 1 項に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金

(a) 旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては同表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 760	円 1,020	円 1,580	円 2,240
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで		
料 金	円 2,550	円 2,900		

(b) 旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては(a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 1,020	円 1,280	円 1,840	円 2,500
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで		
料 金	円 2,810	円 3,160		

同条同項同号ロの(ニ)を次のように改める。

(ニ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 200 円を、同条第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とし、また、同条第 1 項第 2 号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に 200 円を加算した額とする。

営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100 キロメートルまで	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 1,190	円 1,520	円 1,950	円 2,290
営業キロ地帯	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで	401 キロメートル以上	
料 金	円 2,510	円 2,730	円 3,060	

b 立席特急料金及び自由席特急料金

a の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

c 特定特急料金

1,320 円とする。

同条同項同号ロの(ホ)を次のように改める。

(ホ) 第 57 条の 3 第 2 項の規定により発売する場合で、当該区間が九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別急行料金

a b 以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第 57 条の 3 第 3 項の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から 530 円をそれぞれ低減した額とする。

営 業 キ ロ 地 帯	25 キロメ ートルま で	50 キロメ ートルま で	75 キロメ ートルま で	100 キロ メートル まで
料 金	円 840	円 1,160	円 1,370	円 1,480
営 業 キ ロ 地 帯	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	301 キロ メートル 以上
料 金	円 1,780	円 1,940	円 2,050	円 2,210

(b) 立席特急料金及び自由席特急料金

(a)の表に定める料金から 530 円を低減した額とする。

- b 特別急行列車「あそぼーい！号」の展望席及び白いくろちゃんシート並びに特別急行列車「かわせみ やませみ号」のやませみベンチシートに対して適用する指定席特急料金

営 業 キ ロ 地 帯	25 キロメ ートルま で	50 キロメ ートルま で	75 キロメ ートルま で	100 キロ メートル まで
料 金	円 1,050	円 1,370	円 1,580	円 1,690
営 業 キ ロ 地 帯	150 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	301 キロ メートル 以上
料 金	円 1,990	円 2,150	円 2,260	円 2,420

同条同項第 2 号を次のように改める。

(2) 普通急行料金

営業キロ地帯	50 キロメ ートルまで	100 キロメ ートルまで	150 キロメ ートルまで	200 キロメ ートルまで	201 キロメ ートル以上
料 金	円 560	円 760	円 1,000	円 1,100	円 1,320

第 130 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(特別車両料金)

第 130 条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)及び(ト)以外の特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	400 キロメートルまで	600 キロメートルまで
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400
営業キロ地帯	800 キロメートルまで	801 キロメートル以上		
料 金	円 6,600	円 7,790		

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d 及び e 以外の特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで
料 金	円 1,050	円 2,100	円 3,150	円 4,190
営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上
料 金	円 4,190	円 4,190	円 4,190	円 5,240

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで
料 金	円 6,290	円 7,340	円 8,390	円 9,430

営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上
料 金	円 9,430	円 9,430	円 9,430	円 10,480

c グラントラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	300 キロメートルまで	400 キロメートルまで
料 金	円 4,200	円 5,250	円 6,300	円 7,340
営業キロ地帯	500 キロメートルまで	600 キロメートルまで	700 キロメートルまで	701 キロメートル以上
料 金	円 7,340	円 7,340	円 7,340	円 8,390

d 特別急行列車「成田エクスプレス号」の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	200 キロメートルまで
料金	円 2,100

e 別に定める特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	200 キロメートルまで	400 キロメートルまで	600 キロメートルまで	800 キロメートルまで	801 キロメートル以上
料金	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ地帯	100 キロメートル	200 キロメートル	300 キロメートル
--------	------------	------------	------------

	まで	まで	まで
料 金	円 1,050	円 2,100	円 3,150

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営 業 キ ロ 地 帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで
料 金	円 5,240	円 6,290	円 7,340	円 8,380
営 業 キ ロ 地 帯	500 キロ メートル まで	600 キロ メートル まで	700 キロ メートル まで	701 キロ メートル 以上
料 金	円 8,380	円 8,380	円 8,380	円 9,430

c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営 業 キ ロ 地 帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	300 キロ メートル まで	400 キロ メートル まで
料 金	円 3,150	円 4,200	円 5,250	円 6,290
営 業 キ ロ 地 帯	500 キロ メートル まで	600 キロ メートル まで	700 キロ メートル まで	701 キロ メートル 以上
料 金	円 6,290	円 6,290	円 6,290	円 7,340

(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c 及び d 以外の特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は 1,050 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km以内の場合を除く。）は 1,600 円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は 320 円とする。

営業キ	100 キロ	200 キロ	201 キロ
-----	--------	--------	--------

口地帯	メートル まで	メートル まで	メートル 以上
料 金	円 1,050	円 1,600	円 2,570

- b 新幹線の特別急行列車に対して適用する特別車両料金(A)

営業キ ロ地帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上
料 金	円 1,050	円 2,100	円 3,150

- c DXグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は 1,680 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200km 以内の場合を除く。）は 2,720 円とする。

営業キ ロ地帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上
料 金	円 1,680	円 2,720	円 3,770

- d 特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キ ロ地帯	200 キロ メートル まで	201 キロ メートル 以上
料 金	円 2,800	円 4,190

(中略)

- (h) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

- a b 及び c 以外の特別車両料金(A)

第 1 号イの(i)に定める料金

- b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キ ロ地帯	100 キロ メートル まで	200 キロ メートル まで
料 金	円 6,540	円 8,040

- c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 4,450	円 5,950

(ト) 東京・七戸十和田間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ・新函館北斗間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b 及び c 以外の特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ロ)の a に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して(イ)に定める料金を合計した額とする。

b グラントラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)の b の表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 5,490	円 6,990

c グラントラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・新青森間の乗車区間に対して(ハ)の c の表に定める料金と新青森・新函館北斗間の乗車区間に対して次表に定める料金を合計した額とする。

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで
料 金	円 3,400	円 4,900

ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A)

(イ) (ロ) 及び (ニ) 以外の 4 人個室に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ地帯	200 キロメートルまで	400 キロメートルまで	600 キロメートルまで	800 キロメートルまで	801 キロメートル以上
料 金	円 3,090	円 4,600	円 5,900	円 7,290	円 8,590

(注) 1 人当りの料金とする。

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

	設備定員 4 人
1 室当りの料金	円 6,280

(ハ) (ロ)の規定にかかわらず、特別急行列車「トランススイート四季島号」の個室に対して適用する特別車両料金(A)

a b 以外の特別車両料金 (A)

イの (イ) に定める額とする。

b 東日本旅客鉄道会社線内（ただし、蟹田・中小国間を除く。）の乗車区間に対する特別車両料金(A)

(a) スイート

	2 人用個室
料金	円 15,280

(注) 1 人当りの料金とする。

(b) DX スイート（四季島スイート、デラックススイート）

	2 人用個室
料金	円 25,460

(注) 1 人当りの料金とする。

(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b 以外の個室

次表に定める料金とする。ただし、長崎本線中佐賀・長崎間は 2,100 円、日豊本線中別府・宮崎間に運転する特別急行列車の停車駅相互間（200 km 以内の場合を除く。）は 3,200 円、博多・直方間（篠栗線・筑豊本線経由）に運転する特別急行列車の停車駅相互間は 640 円とする。

営業キロ地帯	100 キロメートルまで	200 キロメートルまで	201 キロメートル以上
1 室当りの料金 (設備定員 4 人)	円 2,100	円 3,200	円 5,140

b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室

(a) スイート

営業キロ地帯	200 キロメートルまで	400 キロメートルまで	600 キロメートルまで
1 室当りの料金 (設備定員 2 人)	円 104,760	円 106,850	円 108,950

人)			
営業キロ地帯	601 キロメートル以上		
1 室当りの料金 (設備定員 2 人)	円 111,050		

(b) DXスイート

営業キロ地帯	200 キロメートルまで	400 キロメートルまで	600 キロメートルまで
1 室当りの料金 (設備定員 3 人)	円 125,720	円 127,810	円 129,900
営業キロ地帯	601 キロメートル以上		
1 室当りの料金 (設備定員 3 人)	円 132,000		

(ホ) 特別急行列車「TWILIGHT EXPRESS 瑞風号」の個室に対して適用する特別車両料金(A) (1 人当りの料金とする。)

a ロイヤルシングル

	1 人用個室
料金	円 137,500

b ロイヤルツイン

	2 人用個室
料金	円 91,670

c ザ・スイート

	2 人用個室
料金	円 366,670

d 前 a に規定する個室に対して 1 名を超えて利用する場合、その超える人員(最大 1 名) ごとに 35,650 円とする。

e 前 c に規定する個室に対して 2 名を超えて利用する場合、その超える人員(最大 2 名) ごとに 95,740 円とする。

同条同項第2号を次のように改める。

(2) 特別車両料金(B)

営業キロ地帯	50 キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	151キロメートル以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

第136条第1項第1号を次のように改める。

(1) A寝台料金（1人当りの料金とする。）

1 夜につき 1 個	個 室 (シングルデラックス、カシオペアツイン、カシオペアコンパート)	13,980 円
	特別個室(R)：(カシオペアデラックス)	18,000 円
	特別個室(S)：(スイート、カシオペアスイート)	26,710 円

同条同項第2号を次のように改める。

(2) B寝台料金（1人当りの料金とする。）

電車（個室）

1 夜につき 1 個	個 室：(ソロ)	6,600 円
	個室 (SI 及び SRT)：(シングル、サ ライズツイン)	7,700 円
	個室 (ST)：(シングルツイン)	9,600 円

同条同項第3号を次のように改める。

(3) 寝台個室の補助寝台料金（1人当りの料金とする。）

イ 第1号に規定する個室及び特別個室(R)の補助寝台料金

1 夜につき 1 個 9,990 円

ロ 第1号に規定する特別個室(S)の補助寝台料金

1 夜につき 1 個 13,980 円

ハ 第2号に規定する個室(ST)の補助寝台料金

1 夜につき 1 個 5,500 円

第139条中「520円」を「530円」に改める。

第 139 条の 2 中「520 円」を「530 円」に改める。

第 139 条の 3 を次のように改める。

(大人座席指定料金の特定)

第 139 条の 3 第 62 条の規定によつて発売する座席指定券の大人座席指定料金は、次の各号に定める額とする。

- (1) 北海道旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。
- (2) 東日本旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。
- (3) 西日本旅客鉄道会社線及び四国旅客鉄道会社線内の別に定める列車に対して発売する場合は、330 円とする。
- (4) 九州旅客鉄道会社線の別に定める列車に対して発売する場合は、840 円とする。
- (5) 前各号以外の区間で、旅客の乗車する日が、第 57 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する期間内の場合は、別に定める場合を除き 330 円とする。

第 140 条の 2 第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による乗車整理料金は、旅客 1 人につき 330 円とし、九州旅客鉄道会社線内相互発着となる区間の場合は 320 円とする。ただし、別に定める場合は、特定の額とすることができる。

第 140 条の 3 第 2 項中「510 円」を「520 円」に改める。

第 143 条を次のように改める。

(車両の留置料金)

第 143 条 旅客車専用扱の団体旅客又は旅客車の貸切旅客の申出によつて、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間が 6 時間を超えるとき又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で、下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに 6 時間を超えるときは、その超過時間について、次の各号の留置料金を収受する。

- | | | |
|----------------------------|------------------|---------|
| (1) 機関車 | 1 両につき 2 時間までごとに | 5,720 円 |
| (2) 客車・電車・気動車・
荷物車及び食堂車 | 同 | 1,980 円 |

第 144 条中「機関車による場合は、6,260 円、暖房車又は定置暖房設備による場合は 3,140 円」を「機関車による場合は、6,380 円、暖房車又は定置暖房設備による場合は 3,200 円」に改める。

第 145 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 機関車 1 両 1 キロメートルにつき 650 円

第 146 条中「1 両 1 キロメートルにつき 640 円」を「1 両 1 キロメートルにつき 650 円」に改める。

第 237 条の 2 第 2 項中「急行券・特別車両券 1 葉につき 330 円」を「急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円」に改める。

同条第 3 項中「急行券・特別車両券 1 葉につき 330 円」を「急行券・特別車両券 1 葉につき 340 円」に改める。

同条第 4 項中「急行券・寝台券 1 葉につき 330 円」を「急行券・寝台券 1 葉につき 340 円」に改める。

同条第 5 項中「急行券・コンパートメント券 1 葉につき 330 円」を「急行券・コンパートメント券 1 葉につき 340 円」に改める。

第 269 条中「発見した乗車券類 1 枚につき手数料 220 円（指定券にあつては、330 円）」を「発見した乗車券類 1 枚につき手数料 220 円（指定券にあつては、340 円）」に改める。

第 273 条第 1 項第 1 号イを次のように改める。

イ 出発する日の 2 日前までに請求した場合は、340 円（第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあつては、1 葉につき 340 円）。

同条同項同号ロを次のように改める。

ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の 3 割に相当する額（第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して 1 葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の 3 割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して 1 枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金とを合算した額の 3 割に相当する額とする。）。ただし、340 円に満たない場合は、340 円とする。

同条第2項中「1枚につき330円」を「1枚につき340円」に改める。

第273条の2第1項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 保証金を収受している場合

保証金に相当する額及び指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額

イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円

ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。

(2) 指定保証金を収受している場合

指定券1枚ごとに、次に規定する手数料に相当する額

イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円

ロ 出発時刻の2時間前までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。

第295条第1項を次のように改める。

(入場券の種類及び料金)

第295条 入場券は、普通入場券及び定期入場券の2種類とし、その料金は、1枚について次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通入場券

イ ロ以外の駅

大人 150円

小児 70円

ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅

大人 140円

小児 70円

ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅

大人 130円

小児 60円

(2) 定期入場券

イ ロ又はハ以外の駅

大人 4,620円

小児 2,310円

ロ 東京附近の電車特定区間内の各駅

大人 3,950円

小児 1,970円

ハ 大阪附近の電車特定区間内の各駅

大人 3,960 円

小児 1,980 円

同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、北海道旅客鉄道会社、四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅における入場料金は、次の額とする。

(1) 普通入場券

イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅

大人 200 円

小児 100 円

ただし、新青森駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。

ロ 四国旅客鉄道会社又は九州旅客鉄道会社内の各駅

大人 170 円

小児 80 円

ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 1 号イに規定する額とする。

(2) 定期入場券

イ 北海道旅客鉄道会社内の各駅

大人 5,920 円

小児 2,960 円

ただし、新青森駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。

ロ 四国旅客鉄道会社内の各駅

大人 5,120 円

小児 2,560 円

ハ 九州旅客鉄道会社内の各駅

大人 5,130 円

小児 2,560 円

ただし、小倉駅及び博多駅にあつては、前項第 2 号イに規定する額とする。

第 309 条第 2 項中「1 個について 280 円」を「1 個について 290 円」に改める。

第 320 条第 1 項中「1 個 1 日 1 回について、420 円」を「1 個 1 日 1 回について、430 円」に改める。

別表第 2 号 イ (第 77 条の 2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額 (幹線内相互発着となる場合)

(別添参照)

別表第2号 イの2 (第77条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額

(別添参照)

別表第2号 イの3 (第77条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額

(別添参照)

別表第2号 イの5 (第77条の6) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額
(地方交通線内相互発着となる場合)

(別添参照)

別表第2号 ロ (第95条) 大人通勤定期旅客運賃 (幹線相互発着となる場合)

(別添参照)

別表第2号 ロの2 (第95条の2) 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃 (幹線内相互発着となる場合)

(別添参照)

別表第2号 ロの3 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

(別添参照)

別表第2号 ロの4 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額
(地方交通線内相互発着となる場合)

(別添参照)

別表第2号 ロの5 (第95条の3) 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額
(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

(別添参照)

別表第2号 ロの6 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

(別添参照)

別表第2号 ロの7 (第95条の4) 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額
(地方交通線内相互発着となる場合)

(別添参照)

別表第2号 口の8（第95条の4）九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）

（別添参照）

別表第2号 ハ（第95条）大人通勤定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）

（別添参照）

別表第2号 ハの2（第95条の2）北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）

（別添参照）

別表第2号 ニ（第95条）大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

（別添参照）

別表第2号 ニの2（第95条の2）北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

（別添参照）

別表第2号 ニの3（第104条）北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

（別添参照）

別表第2号 ニの4（第104条）北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

（別添参照）

別表第2号 ニの5（第104条）北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

（別添参照）

別表第2号 ニの6（第95条の3）四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃

（別添参照）

別表第2号 ニの7（第95条の3）四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

（別添参照）

別表第2号 二の8（第95条の3）四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）

[\(別添参照\)](#)

別表第2号 二の9（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

[\(別添参照\)](#)

別表第2号 二の10（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

[\(別添参照\)](#)

別表第2号 二の11（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）

[\(別添参照\)](#)

別表第2号 二の12（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

[\(別添参照\)](#)

別表第2号 二の13（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

[\(別添参照\)](#)

別表第2号 二の14（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）

[\(別添参照\)](#)

別表第2号 二の15（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線内相互発着となる場合）

[\(別添参照\)](#)

別表第2号 二の16（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

[\(別添参照\)](#)

別表第2号 二の17（第104条）四国旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）

(別添参照)

別表第2号 ニの18（第95条の4）九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃

(別添参照)

別表第2号 ニの19（第95条の4）九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第2号 ニの20（第95条の4）九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）

(別添参照)

別表第2号 ニの21（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

(別添参照)

別表第2号 ニの22（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第2号 ニの23（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）

(別添参照)

別表第2号 ニの24（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

(別添参照)

別表第2号 ニの25（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（地方交通線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第2号 ニの26（第104条）九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）

(別添参照)

別表第2号 ホ（第95条）大人通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第 2 号 ホの 2（第 95 条の 2）北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第 2 号 ホの 3（第 104 条）北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第 2 号 ホの 4（第 104 条）北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第 2 号 ホの 5（第 104 条）北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第 2 号 ヘ（第 95 条）大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合を除く。）

(別添参照)

別表第 2 号 ト（第 95 条）大人特別車両定期旅客運賃（電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。）

(別添参照)

別表第 2 号 トの 2（第 95 条）大人特別車両定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第 2 号 ヌ 削除

別表第 2 号 ル 削除

別表第 2 号 ヲ（第 99 条）大人通勤定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第 2 号 ヲの 2（第 99 条）大人通勤定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第2号　ワ（第99条）大人通学定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第2号　ワの2（第99条）大人通学定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合）

(別添参照)

別表第2号　カ　削除

別表第2号　カの2　削除

別表第2号　ヨ（第99条）大人通勤定期旅客運賃（東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く）

(別添参照)

別表第2号　ヨの2（第99条）大人通勤定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く）

(別添参照)

別表第2号　タ（第99条）大人通学定期旅客運賃（東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く）

(別添参照)

別表第2号　タの2（第99条）大人通学定期旅客運賃（大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く）

(別添参照)

別表第2号　レ　削除

別表第2号　レの2　削除

別表第2号　つ（第125条）新幹線指定席特急料金

(別添参照)

別表第2号　ネ（第125条）新幹線指定席特急料金

(別添参照)

別表第2号 ナ（第125条）新幹線指定席特急料金

（別添参照）

別表第2号 ナの2（第125条）新幹線指定席特急料金

（別添参照）

別表第2号 ラ（第125条）新幹線指定席特急料金

（別添参照）

別表第2号 ム（第125条）新幹線指定席特急料金

（別添参照）

別表第2号 ウ（第125条）新幹線指定席特急料金

（別添参照）